

答 申 第 8 6 号  
平成20年10月29日

財 務 大 臣  
中 川 昭 一 殿

関税等不服審査会  
会長 筧 康生

### 答 申 書

平成20年9月19日付財関第1070号をもって諮問のあった国際郵便物の課税通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

### 意 見

A出張所長が関税法第77条第1項の規定に基づき平成20年1月28日付で行った審査請求人に対する 円の課税通知のうち、 円を超える額については減額することとし、それ以外の部分については審査請求を棄却することが適当である。

### 理 由

#### 1. 事案の概要

- (1) 平成20年1月28日、郵便事業株式会社B国際支店からA出張所(以下「出張所」という。)に対して、審査請求人を名あて人とする郵便物(以下「本件郵便物」という。)1個が提示された。
- (2) 同日、出張所の担当職員は、本件郵便物に係る税関告知書に記載された価格である C国ドルを輸入貨物に係る輸入取引がされた時に現実に支払われた価格として、関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)及び第4条の6第2項(輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例)の規定に基づき課税標準となる価格の算定を行ったうえで、本件郵便物の関税額を算出した(関税額 円)。
- (3) 同日、出張所長は、算出された税額により、関税法第8条第1項第2号の規定に基づき課税標準及び納付すべき税額の決定を行い、審査請求人に対して、関税法第77条第1項の規定に基づく本件課税通知を行った。

なお、本件課税通知に係る書面（国際郵便物課税通知書）の裏面には、郵便物を返送等する場合には、所定の手続を行うことにより関税等の払戻しを受けられることがあるので、返送等する前に税関に相談するよう記載されている。

- (4) 本件課税通知について、出張所の担当職員は、審査請求人より、本件郵便物は偽物のおそれがあるので、税金を支払う前にその内容を点検したい旨の相談を受けたところ、本件郵便物の点検は郵便事業株式会社B国際支店において行うことが可能である旨を回答した。
- (5) 同年2月7日、審査請求人は関税法第77条第3項の規定に基づき、国際郵便物課税通知書に記載された本件郵便物に係る関税の納付を郵便事業株式会社に委託したうえで、本件郵便物を受け取った。
- (6) 同年3月14日、審査請求人は、本件課税通知を不服として、D税関長（以下「処分庁」という。）に対し、概略以下のような理由により、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

今回輸入したのは海外のオークションサイトで見つけた希少価値の高いスニーカーであるが、代金支払い後において偽物ではないかと不信感を抱いた。郵便物を受取る前に最寄りの郵便局で郵便物を開封して偽物と確認できれば税金を払わずに売主に返送したかったが、それが叶わなかったため、不本意ながら、一旦税金を払い郵便物を受取った。

受取った郵便物を開封したところスニーカーは偽物であった。偽物に対して税金が発生するのは納得できない。なお、商品は2月13日に売主へ返送している。

- (7) 同年6月4日、処分庁は、本件郵便物に関する関税の算定は関係法令に基づき適正に行われたものであり、審査請求人の主張には理由がないとして、本件異議申立てに対し棄却の決定を行った。
- (8) 同年7月7日、審査請求人は、上記(7)の処分庁の決定を不服として、本件課税通知処分について、下記2を理由に、財務大臣に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (9) 同年8月29日、審査請求人から審査庁に対し、証拠書類として、インターネットオークション管理者からの落札証明通知、オンライン決済システムの送金確認通知、当該オークション落札後における売主との電子メールによるやり取り、クレジットカード会社からの商品代金の返金通知が提出された。なお、オンライン決済システムの送金確認通知には、本件商品の購入のため C国ドルが支払われた旨が記載されている。

## 2. 審査請求人の主張

- (1) 本件郵便物は、一旦関税を支払ったうえで受取り、確認したところ偽物であった。偽物に対して課税するのは不当である。
- (2) 本件郵便物については既に売主に返送しており、また、本件郵便物の商品代金については、売主による不当な取引であったことからクレジットカード会社から全額返金という結果を受けている。

(3) によって、本件課税通知による課税処分を取り消し、関税を返金して頂きたい。

### 3. 当審査会の判断

当審査会は、本件審査請求について、次のように判断する。

#### (1) 偽物であるという主張について

イ. 審査請求人は、本件商品が偽物であったとし、偽物に対して課税するのは不当であるから、速やかに税額を返金すべきであると主張している。

審査請求人の主張をみるに、審査請求人は、本件商品をE社製造のスーパーカーであるという前提で購入したが、実際にはE社製造のものに似せて製造されたものであって、無価値なものであり、それ故、本件課税通知に係る課税価格が実際の価値と比較して著しく乖離しており不適法である旨を申し述べていると考えられる。

ロ. しかし、審査請求人は、自ら確認した結果をもって本件郵便物が偽物であることを主張しているが、本件郵便物は既に返送されており、偽物であるか否かを確認することができない。また、税関における検査において、本件郵便物が関税法第69条の11に規定する輸入してはならない貨物であるとの疑義が認められた事実はない。

ハ. 審査請求人は、本件郵便物を売主に返送しており、また、商品代金については、売主による不当な取引であったことからクレジットカード会社から全額返金という結果を受けた旨を主張している。

審査請求人の主張をみるに、商品代金の返金を受けた事実が本件郵便物が偽物であったことの証左であり、偽物であるが故に無価値である本件郵便物に対する課税は取り消されるべきである旨を申し述べていると考えられる。

これに関して、審査請求人からは、インターネットオークション管理者からの落札証明通知などの資料が提出されたものの、これらの資料は、単に当該オークションにおける商品落札からクレーム成立までの間の代金決済等の事実関係を示したものにすぎない。

さらに、当該クレジットカード会社に確認をしたところ、クレジットカード会社は、買主が購入した商品を売主に返品することを条件として、かつ、売主と買主の取引内容についてクレジットカード会社が定めるルールに照らし、売上取消とすることが適当であると判断した場合に商品代金を返却することとなるが、その過程において、一般にクレジットカード会社が商品が偽物であることを認定することはないとのことであった。

このように審査請求人から提出された資料は、本件郵便物が偽物であり実際の価値は本件課税通知に係る課税価格と比較して著しく低価であるという同人の主張を裏付けるために十分なものと認めることはできない。

したがって、審査請求人が主張するように、商品が偽物であることを

基礎として商品の課税価格を評価することはできない。

(2) 課税価格の算定について

イ. 次に、処分庁は、本件郵便物に係る税関告知書に記載された価格である C国ドルを、輸入取引がされた時に現実に支払われた価格として課税標準となる価格の算定を行っているが、審査請求人の提出した資料により、本件商品の購入のため C国ドルが支払われたこと及び審査請求人がクレジットカード会社から商品代金の返金を受けたことが示されているので、課税価格の算定について、以下検討する。

ロ. 審査請求人は、本件郵便物について、オークションで落札した商品とは異なるものとして売主に返品するとともに、商品代金の返金を受けていることから、現在の時点での評価としては、輸入貨物に係る輸入取引がされた時に現実に支払われた価格を基にして課税価格を算定することを定める関税定率法第4条第1項の規定に基づいて、課税価格を決定することは適当でない。

また、既に商品が返品されていること等のため、同法第4条の2(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)又は第4条の3(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)に基づき課税価格を決定することもできないことから、結局、同法第4条の4(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)の規定に基づき、適切な方法を定めて課税価格を算出するほかない。

ハ. 同条の規定に基づく課税価格の算定は、関税定率法施行令第1条の1第2号の規定により、WTO(世界貿易機関)の関税評価協定の規定に適合する方法として、同協定第7条2において禁じられている方法以外の方法により、わが国において入手可能な資料に基づいて行うこととなる。

ニ. 本件について、課税価格の算定の基礎とすべき価格として、入手可能な資料に記載されている価格は、本件郵便物の税関告知書の C国ドルとオンライン決済システムの送金確認通知の C国ドルであるが、後者の価格が本件郵便物の最終的な価格をより客観的に示していると考えられる。このため、本件郵便物に係る課税価格については、 C国ドルを基に算定すべきものと認められる。

(3) 戻し税制度の適用について

イ. 審査請求人は、本件郵便物を売主に返送する前に所要の手続を行えば、関税定率法第20条(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等)の規定により、関税の払戻しを受けることができた可能性があったものと考えられる。

ロ. 戻し税制度により関税が払い戻されることがあることについては、国際郵便物課税通知書の裏面に記載されており、審査請求人に対し制度の案内はなされていたものと認められる。しかしながら、個人の輸入者にとっては、国際郵便物課税通知書の裏面に記載があるとしても、戻し税制度があることを理解しづらい場合も多いと考えられるところ、当該記

載をより分かりやすいものとするよう改善するほか、今後、輸入者の立場にたった税関手続の適時適切な案内・教示に一層努めていくことが望まれる。

#### 4 . 結論

以上のことから、本件郵便物に係る関税額は、 C国ドルを基に、関税率法第4条の4及び第4条の6第2項の規定に基づき課税標準となる価格の算定を行ったうえで算出される関税額( 円)であり、それを超える額については減額することとし、それ以外の部分については、審査請求を棄却することが適当である。